

平成28年11月4日
教育委員会事務局

就学援助事業の認定基準の改定について

(付議の要旨)

就学援助における準要保護世帯の認定基準は、生活保護基準に一定倍率（係数）を乗じた金額としている。平成25年8月より生活保護基準は、約3カ年かけて、段階的に見直しが行なわれた。区では、見直しに伴い影響が生じる事業について経過措置を設けたが、平成27年度末で終了した。一方で、一定の影響があった就学援助及び特別支援教育就学奨励費支給事業については、引き続き従来の基準を適用し、28年度中に影響の分析を進めることとしていた。

今般、最新の生活保護基準による検証を行い、これまでの認定状況や子育て世帯への支援のあり方等を踏まえ、新たな認定基準の考え方を取りまとめたので報告する。

1. 基本的な考え方

- 検証にあたり、平成27年度のすべての就学援助申請データを使用して、経過措置で適用してきた第68次生活保護基準から、最新の生活保護基準（第72次基準）を適用して算定した結果で判断すること
- 区として、これまで就学援助を認定してきた世帯については、子ども貧困対策の観点からも、生活が困窮している子育て世帯として引き続き支援していくため、原則として新たな基準においても、できるだけ影響がないような設定にすること
- 国から平成25年以降、複数回に渡る「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」の通知の主旨を踏まえること

2. 改定の内容

就学援助の認定基準について、平成29年度以降は最新の生活保護基準を用い、その基準に対する倍率（係数）については、従来の「1.2」から「1.24」を適用する。

新たな基準を適用した場合の検証内容等は、別紙「就学援助の新たな認定基準の検証について」のとおり。

なお、就学援助事業と同様に、経過措置前の（第68次）生活保護基準により認定基準を設定していた特別支援教育就学奨励費支給事業については、国の通知（算定要領）に基づき、引き続き経過措置前の基準で審査事務を行う。

3. 平成29年度就学援助事業に係る予算額

○要保護・準要保護児童に対する扶助（小学生） 276,098 千円（28年度 276,220 千円）

○要保護・準要保護生徒に対する扶助（中学生） 246,564 千円（28年度 265,217 千円）

今回の新基準適用に伴う影響額は生じない。

4. 今後のスケジュール（予定）

11月 8日（火） 教育委員会

11月11日（金） 文教常任委員会

平成29年 4月下旬 区立小・中学校で就学援助のお知らせを全児童・生徒に配布

前年度受給者に就学援助の申請書を郵送配布

5月 当初申請受付

6月 新たな基準による認定審査

7月 平成29年度第1回目の支給

就学援助の新たな認定基準の検証について

新たな認定基準を検討するにあたり、平成 27 年度末時点のすべての申請データを使用して、基準額算定式における倍率「1.2」を変更して影響の範囲を検証した。

(1) 平成 27 年度実績

平成 27 年度実績（件数）・・・第 68 次生活保護基準で倍率は「1.2」

	認定(要保護)	認定(準要保護)	認定対象外	申請者数
H27 年度	285	5,040	362	5,687

(2) 平成 27 年度申請者を対象にした検証

第 72 次生活保護基準（平成 28 年 4 月改定）で倍率を変更し試算した結果、現行水準を維持しつつ、影響が最も少ない倍率は「1.24」であった。

倍率「1.24」を適用した場合、準要保護の認定件数は 5,061 件となった。

(3) 世帯モデルケース別の所得金額での比較

（世帯構成員の年齢により、金額は上下する）

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
世帯構成				60 歳	60 歳
	35 歳	35・35 歳	35・35 歳	35・35 歳	35・35 歳
	9 歳	9 歳	9 歳	9 歳	9・13 歳
			4 歳	4 歳	4 歳
（従来の基準） 第 68 次認定基準額（1.20 倍）	277 万円	345 万円	377 万円	416 万円	491 万円



第 72 次認定基準額（1.24 倍）	277 万円	346 万円	382 万円	423 万円	495 万円
---------------------	--------	--------	--------	--------	--------

※本表は、全児童生徒世帯へ配布する文書に掲載（世帯構成員の年齢は掲載していない）